

# 提案・要望書

平成23年11月

島根県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

こうした状況の中で、地方税財源の充実強化をはじめとする本県が抱える諸課題への取組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要です。

つきましては、平成24年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成23年11月

島根県知事      溝口善兵衛

島根県議会議長      洲浜繁達

# 島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

## 竹島に関する広報活動の推進

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

# 島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

## I 竹島に関する広報活動の推進

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

## II 地方行財政の充実強化

---

- 1 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- 2 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮した仕組みとすること。

### Ⅲ 原子力発電所の安全対策の強化等

---

#### 1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因の究明を早急に行うこと。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱いている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今回の事故がシビアアクシデントに至ったことを踏まえ、事故から得られた新たな知見に基づき、国内外の専門家の協力も得て、シビアアクシデントに至らないための対策はもとよりシビアアクシデントに至った場合の対応も含め、原子力発電所の安全基準を抜本的に見直し、速やかに新たな基準を示すこと。
- (3) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。また、評価するにあたっての判断基準を、自治体や住民に丁寧に説明すること。
- (4) 原子力安全規制組織の見直しにあたっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

#### 2 原子力防災対策

- (1) 今回実施された避難区域の拡大措置の検証を行い、自治体に説明すること。
- (2) 複合災害発生の想定やE P Zの拡大など、原子力防災指針の見直しを早急に行うこと。
- (3) 県、市町村が行う地域防災計画の見直しや今回の事故を受けた防災対策の充実強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

#### 3 今後のエネルギー対策

エネルギー政策全体の中で短期・中期・長期それぞれにおいて、原子力発電をどのように位置付けていくのか根拠を持って説明すること。

## IV 防災対策の強化

---

- 1 防災対策法制や防災基本計画の見直しにあたっては、東日本大震災を踏まえて、広域大規模災害に対する災害応急対策の充実を図ること。
  - (1) 自治体が機能を喪失した場合を想定した支援体制を構築すること。
  - (2) 国と地方の備蓄体制における役割を明確化し、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。
  
- 2 防災行政無線など、災害時の情報伝達手段の整備が早急に進むよう財政措置を拡充すること。

# 島根県 提案・要望事項(総務省関係)

## I 地方行財政の充実強化

---

### 1 地方財源の確保

- (1) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復興財源は別途確保した上で、社会保障関係費の増嵩等を踏まえつつ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。また、臨時財政対策債の元利償還金については、別枠で確実に財源を確保すること。
- (2) 社会資本整備や高齢化の状況による行政コストの相違に配慮し、一般財源の地方間格差が生じないように、恒常的で十分な規模の財源調整の仕組みを設けること。

### 2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮した仕組みとすること。

## Ⅱ 厳しい経済・雇用情勢への対応

---

- 1 急激な円高などによる経済活動の停滞や景気の落ち込みに十分に配慮し、補正予算及び来年度予算を通じて、切れ目のない経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度とすること。
- 3 東日本大震災からの復興や、中小企業・農林水産業等への影響に対応するため、各自治体が独自に講じる必要な施策に対して十分な財政措置を行うこと。
- 4 これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長や追加の予算措置を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- 5 燃油に関する課税免除の特例については、農林水産業などの地域産業や、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。



### Ⅲ 離島・過疎地域への支援

---

#### 1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

#### 2 過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充

過疎対策事業債（ソフト事業分）を十分に活用して、過疎地域が抱える課題に、よりの確に対応できるよう、市町村ごとに定められた限度額の撤廃及び総額の引き上げを行うこと。

#### 3 過疎地域の病院等への支援

医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。

# 島根県 提案・要望事項(外務省関係)

## 竹島の領土権の早期確立

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して厳重な抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

# 島根県 提案・要望事項(財務省関係)

## I 地方行財政の充実強化

---

### 1 地方財源の確保

- (1) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復興財源は別途確保した上で、社会保障関係費の増嵩等を踏まえつつ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。また、臨時財政対策債の元利償還金については、別枠で確実に財源を確保すること。
- (2) 社会資本整備や高齢化の状況による行政コストの相違に配慮し、一般財源の地方間格差が生じないように、恒常的で十分な規模の財源調整の仕組みを設けること。

### 2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮した仕組みとすること。

## Ⅱ 厳しい経済・雇用情勢への対応

---

- 1 急激な円高などによる経済活動の停滞や景気の落ち込みに十分に配慮し、補正予算及び来年度予算を通じて、切れ目のない経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度とすること。
- 3 東日本大震災からの復興や、中小企業・農林水産業等への影響に対応するため、各自治体が独自に講じる必要な施策に対して十分な財政措置を行うこと。
- 4 これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長や追加の予算措置を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- 5 燃油に関する課税免除の特例については、農林水産業などの地域産業や、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。

# 島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

## I 学校教育における竹島の指導

---

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

## II 医師養成の充実等

---

厚生労働省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。

- (1) 産科・外科など不足する特定の診療科を専攻する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
- (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (3) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ派遣できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善（教育職俸給表ではなく医療職俸給表の適用による賃金水準の向上など）を行うこと。

## III 原子力発電所の安全対策の強化等

---

島根原子力発電所からの放射線監視体制を強化するため、次の対策が実施できるよう、放射線監視等交付金の大幅な増額を行うこと。

- ①福島第一原子力発電所の事故を想定した地域まで監視体制を拡充するための固定式モニタリングポストや可搬型モニタリングポスト等の増設
- ②地震や津波等による通信障害防止対策として、電源や通信方式の多重化などモニタリングポストの機能強化

# 島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

## I 医師・看護職員確保対策の推進

---

- 1 医師不足が深刻な地方の病院での勤務や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
  - (1) 医師が不足する地域や診療科に勤務する医師に対し、診療手当の拡充を行うなど、その処遇を手厚くすること。
  - (2) 産科・外科などにおける医療事故・医療紛争を裁判外で早期に解決できる制度を構築すること。また、早期の被害者救済のため、無過失補償制度を拡充すること。
  - (3) 後期臨床研修を制度化し、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図ること。
  - (4) とりわけ喫緊の課題である「安心してお産のできる体制」を維持するため、国の責任において、産科医、麻酔科医、小児科医、助産師の育成・確保などにより早急な周産期医療提供体制の確立を図ること。
  - (5) 女性医師の出産・育児による離職の防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- 2 文部科学省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。
  - (1) 産科・外科など不足する特定の診療科を専攻する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
  - (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
  - (3) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ派遣できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善（教育職俸給表ではなく医療職俸給表の適用による賃金水準の向上など）を行うこと。

- 3 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実、給与等の処遇や勤務環境の改善など、地域の医療・福祉を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- 4 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- 5 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関の適正受診などについて、国民への広報・啓発を強化すること。
- 6 地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備などの取組みを継続して実施する必要がある、平成26年度以降の地域医療再生基金の継続など、引き続き財政措置を講じること。

## Ⅱ 少子化対策の推進

---

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
  - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
  - (2) 特定不妊治療の医療保険適用を図ること。
  - (3) 妊婦健診への公費助成を恒久的な措置とすること。
  - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 待機児童を解消し良好な保育環境を提供するため、保育所の整備が確実に  
行えるような制度を創設すること。
- 3 保育所における職員配置の充実、防災機能の強化を図るとともに、中山間  
地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービ  
ス提供が行えるよう支援措置を拡充すること。
- 4 様々な地域住民の参画による子育て支援の取組みについて、安心こども基  
金の継続など、引き続き財政措置を講じること。
- 5 子ども・子育て新システムの検討にあたっては、国の責任を明らかにした  
上で、市町村や保育現場の意向も踏まえた制度設計を行うこと。
  - (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供でき  
るよう、適切な財政措置を講じること。
  - (2) 保育を必要とする児童が確実にサービスを受けられる仕組みとするこ  
と。
  - (3) 指定基準や給付内容は、質の高い教育と保育を地域格差なく提供でき  
るものとする。



### Ⅲ がん対策の推進

---

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保するなど必要な対策を講じること。
- 2 医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和し、地域の実態に即して、がん診療連携拠点病院を確保すること。また、がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 保険者に被保険者のがん検診受診を義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講じること。
- 5 がん治療に係る有効な未承認薬の承認及び承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。
- 6 国の継続的な公費負担のもと、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種を着実に推進すること。

#### IV 厳しい雇用情勢への対応

---

急激な円高などにより、経済・雇用情勢は、今後もより厳しい状況になることが予想されることから、離職対策や就職支援を充実すること。

- (1) 生活・就労に困窮する求職者のニーズに応じて制度横断的・継続的な支援を行う「パーソナル・サポート事業」が、引き続き実施できるよう財源措置を行うこと。
- (2) 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、平成24年度以降の継続・拡充を行うこと。また、「緊急雇用創出事業」について、雇用・就業期間の要件を緩和すること。
- (3) 震災・円高の影響による生産調整、一時帰休に対応し、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給限度日数を拡大するなど、雇用維持対策を充実すること。

# 島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

## I 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

---

農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮した必要な予算を確保すること。

## II 地方の実情を踏まえた農林水産行政の推進

---

### 1 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応

国内の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されるTPP交渉の参加については、国内農林水産業・農山漁村の振興対策を明確に示した上で、慎重な対応を行うこと。

### 2 農業者戸別所得補償制度の充実

- (1) 米の需給調整、担い手育成等の効果を検証し、より地方の実情を踏まえた制度とすること。
- (2) 麦、大豆、新規需要米等の戦略作物の定着拡大、地域振興作物の生産振興に必要な産地資金等の財源を確保すること。
- (3) 一定経営規模を持つ担い手（集落営農組織等）の育成・確保を図るため、担い手の不足する他地域への規模拡大を行えるよう、「規模拡大加算」の要件緩和と単価上乘せを行うこと。
- (4) 米の需給調整の実効性を確保するため、需給調整達成状況を考慮して、各都道府県の生産数量目標を算定し、円滑な地域間調整ができるよう早期に示すこと。
- (5) 耕作放棄地再生利用交付金について、地域耕作放棄地対策協議会（地域農業再生協議会）がより主体的な活動を行えるよう、協議会当たりの上限額を引き上げること。

### 3 地域の活性化に向けた施策の実施

- (1) 「農地・水保全管理支払共同活動支援交付金」について、平成24年度以降も継続実施すること。
- (2) 「もうかる漁業創設支援事業」について、平成24年度以降も事業を拡充した上で継続実施すること。

### 4 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長

平成23年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長を行い、国土の保全と農林業の振興を図ること。

### 5 農産物等の輸出の円滑化

放射能汚染に関する懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供や、産地証明書の発行等の輸出手続に関する相手国との合意形成など、必要な措置を講じること。

## Ⅲ 福島原発事故に伴う農畜産物の風評被害対策等の実施

---

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散により、島根県においても汚染された稲わらが牛に給与されるなど、消費者や生産者に大きな不安が生じていることから、次の事項について、国として必要な対応を行うこと。

- (1) 消費者の不安を払拭し、風評被害を防止するため、全国統一の牛の全頭検査体制を早急に確立すること。
- (2) 汚染された堆肥などの円滑な処分に向けた支援を行うこと。
- (3) 生産者・地方公共団体などに対する損害賠償が、早急かつ円滑に実施されるよう万全を期すこと。

## IV 森林・林業・木材産業への支援

---

- 1 森林、林業・木材産業は水源かん養などの公益的機能に加え、地域雇用の場として重要な役割を担っており、支援策の充実強化を図ること。
  - (1) 森林の適正な管理と経営を進めるため、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう、「森林整備加速化・林業再生事業」の充実を図ること。
  - (2) 森林、林業が地域雇用の受け皿として機能するよう森林整備等の事業量の安定化を図ること。
- 2 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
  - (1) 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
  - (2) 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。

## V 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

---

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（E E Z）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成24年度以降も「漁場機能維持管理事業」を継続し、暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行うこと。
- 6 排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

# 島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

## I 原子力発電所の安全対策の強化等

---

### 1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因の究明を早急に行うこと。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱いている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今回の事故がシビアアクシデントに至ったことを踏まえ、事故から得られた新たな知見に基づき、国内外の専門家の協力も得て、シビアアクシデントに至らないための対策はもとよりシビアアクシデントに至った場合の対応も含め、原子力発電所の安全基準を抜本的に見直し、速やかに新たな基準を示すこと。
- (3) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。また、評価するにあたっての判断基準を、自治体や住民に丁寧に説明すること。
- (4) 原子力安全規制組織の見直しにあたっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

### 2 原子力防災対策

- (1) 今回実施された避難区域の拡大措置の検証を行い、自治体に説明すること。
- (2) 複合災害発生の想定やE P Zの拡大など、原子力防災指針の見直しを早急に行うこと。
- (3) 県、市町村が行う地域防災計画の見直しや今回の事故を受けた防災対策の充実強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

### 3 今後のエネルギー対策

エネルギー政策全体の中で短期・中期・長期それぞれにおいて、原子力発電をどのように位置付けていくのか根拠を持って説明すること。

## Ⅱ 厳しい経済情勢への対応

---

- 1 急激な円高などにより、地域の製造業は厳しい経営を強いられ、海外への事業移転も検討せざるを得ない状況にあるため、円高への対応や産業空洞化防止に必要な対策を講じること。
- 2 放射能汚染に関する懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供など、必要な措置を講じること。

# 島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

## I 地方の社会資本の整備促進

---

遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に次の事項について整備の促進を図ること。

### 1 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

(1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など、地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、島根県のように高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。

(2) 東日本大震災においても、いち早く通行可能となった高速道路は、地域に必要不可欠な社会基盤であるが、山陰道は未だ欠落箇所が多く残る状態である。住民の安全・安心の確保、都市部との格差解消のため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。

①都市計画決定後、未着手の状態が続いている「湖陵～多伎間」「大田～静間間」「三隅～益田間」について、平成24年度に新規事業着手すること。

②「温泉津～江津間」「益田～萩間」について、都市計画決定手続きに向けた計画段階評価を平成24年度に実施すること。

### 2 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

(1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進するとともに、斐伊川放水路の整備については、平成24年度の完成を目指すこと。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。

(2) 流域住民の安全・安心を早期に確保するために、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、最終判断を早急に示すこと。また、最終判断後は、機動的な予算措置を行い、速やかな治水対策事業の促進を可能とすること。



### 3 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

日本海側拠点港に選定された浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の促進を図ること。

- ①高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」を、国の直轄事業として早期に事業着手すること。
- ②物流機能の強化を図るため、福井地区倉庫を補助採択すること。
- ③荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、新北防波堤の整備を促進すること。

## II 地方交通への支援

---

### 1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体が行き組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

### 2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、平成24年度に予定されている羽田空港再拡張に伴う発着枠の配分においては、地方航空路線への配慮が必要である。

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では、代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

### 3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。

### 4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

## Ⅲ 日本固有の歴史・文化を活用した観光振興の推進

---

日本最古の歴史書「古事記」の編纂から千三百年を迎えるに当たって、日本固有の歴史・文化を活用した観光振興を図るため、国内外に向けた情報発信を強化するとともに、地域の取組みに対して支援を行うこと。

## Ⅳ 離島への支援

---

### 1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

### 2 離島振興法の拡充・延長

平成24年度末に失効する離島振興法を拡充・延長し、離島航路運賃引き下げなど離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備を促進すること。

# 島根県 提案・要望事項(環境省関係)

## I 海岸漂着ごみ対策の推進

---

海岸漂着ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づき、政府が一体的に取り組むこと。

- (1) 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費など、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 日本海沿岸諸国からの海岸漂着ごみについては、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

## II 隠岐ジオパークの世界認定に向けた支援

---

世界認定を目指している隠岐ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、地質遺産及び生態系の保存・調査研究についての支援を行うこと。